

委員長 傍聴について、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に13名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしたいと思えます。ご了承願います。

開 会

委員長 ただいまから平成16年2月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の選任

委員長 開会に当たりまして、本日の会議録署名人を關委員をお願いいたします。

議案の提出

委員長 日程に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、議案4件となっております。

議案第1号

委員長 まず初めに、議案第1号「松戸市教育委員会表彰規則及び市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明をお願いいたします。

企画管理室長 企画管理室でございます。

議案第1号「松戸市教育委員会表彰規則及び市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

松戸市教育委員会表彰規則及び市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成16年2月12日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤功。

提案の理由は、以下にございます。資料の方へ行っていただきたいと思えますが、性同一

性障害の方の関係でございます。平成15年7月16日、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が公布され、平成16年7月16日から施行されることに伴うものでございます。性同一性障害を持った方を取り巻くさまざまな問題につきまして、人権問題の1つとして認識し、社会参加への妨げにならないようにとの配慮から、申請書、届出書、証明書等に性別の記載のあるものについては、可能な限り削除するものでございます。この実施日につきましては平成16年4月1日から性別欄を削除するような方法をとっております。

9ページにございますが、市全体として、性別記載のある帳票が331件ございます。そのうち削除可能なものが101件ございます。その他削除不可能というものが230件、これは法律等々に基づいたものということで、除外させていただいております。

その前のページ、8ページを見ていただきたいんですが、教育委員会としてということでございます。教育委員会といたしましては、やはり同じような形で16年4月1日から性別欄を削除する方向で考えております。記載のある帳票につきましては41件ございました。うち削除する帳票を9件とさせていただいております。規則で3件、要綱で1件、任意様式で5件があるわけですが、規則3件のうち1件につきましては市立高校の関係でございます。これは市長部局の議案になりますので、それを除き、今回2件規則の様式の変更を教育委員会会議議題とさせていただいております。例えば6ページ、教育功労者表彰推薦調書というのがございます。その がカナ、 で氏名、 に男、 に女という形で書いてございますが、この 番と 番の性別を削除するものでございます。

それから次の7ページ、保育料の減免に関する調書でございますけれども、在園児の氏名の右側に「男・女」というふうに表記されているものを削除するものでございます。

以上、議案第1号の性別の削除関係の帳票の整理ということでご理解いただければと思います。

委員長 ただいまの説明でおわかりかと思いますが、いかがでしょうか。何かご質問なり疑問点なりございましたら指摘をしていただきたいと思います。

性別削除という問題について、削除してはいけないものというのは、どういうことがありますか。

本部長 戸籍だと思います。これは法律でございますので。あと住民票なんかもそうかも知れませんですね。法改正で今後どうなるのかという問題はあるかと思いますが、

委員長 スポーツの参加関係などには、どうしても性別が必要だろうと思いますよね。

本部長 明らかになるものというものについては必要になってくると思います。

關委員 内容は全然問題ないんですが、教えてください。帳票というのは何の略ですか。

本部長 これは通俗的に我々使っておるわけでございますけれども、1枚のものとそうじゃないものというふうに考えていただければいいのではないかと思います。帳票類というような言い回しをしますね。

瀧田委員 性別の欄が、ゆくゆくはだんだんなくなっていくであろうということなんでしょうけれども、人権という問題ではまた別の考え方もあるんじゃないかなと思うのですが、性別というものが隠れて見えない中でデータをとるとか、統計をとるとかいうときに、男女というのは全く何の指標にもならなくなってくるということが考えられるんでしょうか。それともやっぱり指標として男女差というのはいつもどこかで考えていく、肉体的なものを考えても、また生活様式から考えても、当然問題がたくさんあるわけなので、男女比とか男女差とか、そういうものが男女の能力、能率とか、統計的に処理されるということが、どこかではやられるんでしょうか。

本部長 基本的には、例えば従前で行きますと、男女の平均値などというのも、よくございましたよね。それは別に必要ないかなというふうに思いますので……。ただ、統計上、属性情報として、性としての男女差をしっかりとらまえないと情報として正確性を欠くとか、とる意味がないとかというようなことで判断せざるを得ないんじゃないでしょうかね。

瀧田委員 書かなくていいところは、書く必要はもちろんないと思うんですけれども、何かすごく大きな変化のあらわれであって、性同一性障害ということだって、そう簡単に診断が可能なのじゃないですよ、かなり複雑なことだろうし、それから私は医学的なことはわかりませんが、外科的なことで変わっていくということだって考えられるんじゃないかなというふうに思ったりするわけですが、それを表へ持ってきて、性差を消していくというのはちょっと私には何か割り切れないというか、もう少し大事にして、もうちょっといろんな問題を掘り下げていく題材にやっぱり私はしていきたいなというふうに思っている人間なものですから、こういうふうな傾向にあるんだという認識だけはここで持ちますが、今後のいろいろな問題を含んでいることではないかというふうな感想でございます。

教育長 性差を区分して扱うことの妥当性、合理性、それから有意性があるものについては、それは従来どおりで、漫然と男と女を今まで何十年、何百年も慣例できたものが正しいんだという視点で、それを踏襲していくことに問題提起がなされているというふうに思うんです。個人的な差別待遇は人権侵害とを感じるような場面では、それは不必要なものについての調査は設けないという、そういう流れだろうと思うんです。学校関係で特に処理される男女別と

というような場合、典型的なのは児童・生徒の体力の経年変化とか、そういったものは性別をなくして処理したからといって、どんな有意性があるのか、もちろんそういうのも必要でしょうけれども、それはやっぱりはっきり区分して処理をしたいというべきものの1つだろうと思います。

瀧田委員 多分現場の先生たちもそうなんでしょうけれども、このごろ、男の子か女の子かわからない名前がいっぱいありますよね。本当に名前だけでは判断できないような場合があって、つい私なんか社会体育ですから、男の子か女の子かと聞いてしまうような場面というのが、別にいいんですけれども、どっちだって、現実にはそういう戸惑いというのはあることはあるんですよ。例えば非常に卑近な話で恐縮なんですけれども、プールの更衣室は今、男女とも違うわけなんですけれども、うちの娘なんか少年期に「男の子は向こうへ行って」と、女の子なのに男の更衣室に連れていかれたという、それはひどく、いたく生涯傷になっていくという笑い話のような、本人にしてみれば大変怒っているわけなんですけれども、男か女かというのははっきりしなくちゃならないところというのはあると思いますね、育っていく段階で、非常に。

關委員 恐らくこの制度は、それをなくそうということじゃないですね。基本的人権にかかわる範囲では、それは大事にしなければいけないことです。そういう意味で、性差を区別しなくてもいい書類については、男女を区別してそれを記載する必要がないということ認めているんじゃないですか。それを区別して記載すべき帳票については依然として残す必要があるわけで、その線引きをどこにするかということは、今後積み重ねていく必要があるでしょうね。なくするという事ではないでしょうね。

教育長 そうですね、保育料の減免帳票にその男女別がないと不都合が生ずるとか、減免ができないとか、額が変わるとかいうことはありませんので。最近の話題で、アメリカでは日本で言うところの戸籍上の婚姻届を受理すべきか認めるかどうかで、大論争が起こっているというような話を聞きました。話は全然違いますが。

委員長 あくまでも人権問題から発した議論でしょうか、そういう解釈で文書内のいろんな規約をこういうふうに定めましょうという提案でございます。

いろいろ質疑をしていただきました。討論もさせていただきましたが、これで第1号については、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 じゃ、採決をいたしたいと思います。

議案第1号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議案第2号

委員長 次に、議案第2号「松戸市立高等学校授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明をお願いします。

市立高校担当室長 議案第2号 松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める提案をするよう市長に申し入れるものとする。

提案理由といたしましては、県内の公立高等学校との均衡を考慮し、市立高等学校の授業料の額を引き上げ、併せて規定の整備を図るためであります。

改正内容といたしましては、授業料の額につきまして、現行月額「9,300円」を300円引き上げて月額「9,600円」といたします。もう一点、条例中の第1条、第2条、第5条、それに別表中の「入学学力検査料」となっておりますが、この規定につきまして「入学検査料」と改めるものであります。

改正理由についてであります。市立松戸高等学校の授業料につきましては、従来より県立高等学校及び県内の他の市立高校の授業料に準じて定めています。このたび県立高校及び他の市立高校が、国の公立高等学校授業料改定に合わせて改定することが明らかとなったため改定するものであります。

もう一点、規定の整備につきましては、特色ある入学選抜におきましては、学力検査は行いません。したがって、「入学学力検査料」の学力を削除いたしまして「入学検査料」と改めるものです。

なお、改正後の条例につきましては、16年4月1日から施行し、平成16年度以降の入学生徒から該当いたします。したがって、16年3月31日現在の在校生、さらに16年度に第2、第3学年に転編入する生徒、さらには17年度に第3学年に転編入する生徒等につきましては、従来どおり9,300円とするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

委員長 市立高校の授業料値上げに関する問題です。ご質問ございませんでしょうか、いかがでしょうか。

關委員 1つ質問よろしいでしょうか。この表現、ちょっとわかりにくかったんです。改正の内容は、入試の検定料、それに学力検査料と言っていたものを検査料に改めるという表現上の改正と、それから授業料の9,300円を9,600円に改めるという。この2点ですね。

そのように理解すると、まず最初の言葉の表現の変更は、それなりの意味があるのかもしれませんが、授業料の300円のアップというのは、何か理由があるわけですか。

本部長 基本的には県立高校の授業料の改正に合わせてということでございます。

關委員 県立高校の授業料が9,300円から9,600円に変わったので、市立高校も上げると。その理由の合理性というのがありますか。

本部長 基本的には県内の市立高校、松戸市以外にもあるわけでございますけれども、公立高校としての均衡を図るということを過去やってきております。県立と市立の授業料の差をなくすということで300円の値上げをします。新入学生からという形でございます。

關委員 それは従来 of 慣行ということですか。

本部長 はい。

關委員 その従来 of 慣行のときに、いや、それでもやっぱり市は市の独自の授業料等を採用するという議論はあったんですか。

本部長 基本的には公立高校として同一の条件下で、やはりやるべきだろうということで、従前そういう制度をとってきたというふうに私は記憶しております。

關委員 それは過去のという慣例も大事ですが、今日、物価というか、こういう公共料金を上げることに對しては、いろんな意味で結局それは利用する人に負担がかかるわけで、上げるのはやっぱりいろいろ慎重に議論すべきことだと思うんですね。家計の負担増になるということですから。

したがって。県は県の事情があり市は市の事情がある。いろんな公立高等学校等の授業料等については、県全体でそういう料金を同一にするというような何かがあるとすれば、それはそれなりの理由があるんだと思うんですけれども、この時期、やはり値上げについては、僕は慎重にさせていただきたいという気持ちです。

市立高校担当室長 公立高等学校の授業料につきましては、大阪府を除きまして全国的に、国の授業料の額に準じています。大阪府につきましては、高等学校の各学校の予算に対しまし

て、その16%ということで、平成13年度に独自に全国より若干高い月額1万2,000円と定めております。それ以外につきましては、すべて同一となります。国が公立高等学校の授業料を3年ごとに改定していきます。それに合わせまして全国的に同額の授業料を定めております。ただし、都道府県レベルでは46都道府県すべて同じですが、1年おくれで適用しているという県も若干あります。基本的には同じレベルだということです。

それから、市立高等学校につきましては、大阪府内の何市かの市立高等学校につきましては、大阪府の府立高校の授業料に同額に合わせると。あと、そのほかの市立高等学校につきましては、基本的には国の公立高等学校の授業料に準じて定めております。ただし、これにつきましては、1年おくらせて適用するとかそういった状況は若干あります。さらに市外の生徒につきましては1.5倍にするとか、そういった措置をとっているところもあります。ですから、基本的には国の公立高等学校の授業料に合わせて授業料を定めております。

委員長 市立高校の授業料は、開校時に既に県立高校の授業料と同一にしようということで制定したんでしょうか。

市立高校担当室長 市立高校は昭和50年度に開校しております。当時は授業料2,500円、その当時は県立高校が1,200円でした。県立高校と同額に合わせましたのが昭和53年度4,800円、53年度から県立高校と同一の授業料に定めております。

委員長 その時点からずっと同じ額で推移しているわけですね。今、高校というのは、この授業料のほかに、何か負担金はあるんですか。

市立高校担当室長 まず入学料が入学時に5,650円、それと授業料が年額で11万1,600円、そのほか入学時にPTAの会費ですとか生徒会の会費、校外学習費とか教科書代、制服代、その他、諸雑費合わせまして、約20万ほど初年度に必要なになります。ですから、初年度につきましては、年額32万6,000円ほどになります。

委員長 それも大体県立高校と同額ぐらいと解釈して……

市立高校担当室長 ほとんど同じであります。

委員長 以上のような状況だそうです。

教育長 参考までに、各私立の高等学校、県内を踏まえてわかりましたらひとつ……

市立高校担当室長 県内の各私立の高等学校の16年度の授業料は平均月額で2万1,487円でございます。入学金が15万1,000円、学力検査料1万7,175円、合わせまして初年度約42万6,000円かかります。

本部長 基本的に公共料金の考え方でございますけれども、受益者負担にするのか、税負担に

するのかということだろうと思います。仮に公共料金を据え置けば、その部分は受益を受ける受けないにかかわらず税で負担するという方策をとるのか、それとも受益に伴ったものを負担していただくかということだろうと思います。

家計の負担というお話もございましたけれども、税負担にいたしましても、際限なく税負担をするというわけにもいきません。一定の受益に対しては、ある一定の受益者負担を考えざるを得ないのではないかというふうに思っております。

その金額、300円が妥当かどうかということは別にして、公共料金の考え方としては、いずれにしても、どなたかがご負担をするということでございますけれども……。

關委員 ことしの4月の入学生からこれは適用するということですね。

1年生からですね。

本部長 在校生の方は編入で2年、3年に入ってくる皆さんについては、同級生と同額の授業料の金額になるということでございます。

關委員 これは3年ごとに見直しをしていくと。わかりました。

委員長 それでは、この件に関してはよろしゅうございますか。

質疑、討論ございませんでしょうか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案どおり決定いたしました。

議案第3号

委員長 次に、議案第3号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

よろしくをお願いします。

保健体育課長 保健体育課長です。

議案第3号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をさせていただきます。

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める提案をするよう市長に申し入れるものとする。

平成16年2月12日提出。

提案理由でございますが、国家公務員の給与改定等を勘案した公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に準じ、同様の趣旨に基づき補償基礎額及び扶養親族に係る補償基礎額の加算額を引き下げるとのことです。

ただいま申し上げましたとおり、今回の改正2点ございまして、2枚目をお開き願います。

1点目は、第3条第3項中「467円」を「450円」に改める。

2点目につきましては、別表第1備考以外の部分を、下にございます補償基礎額表でございますが、この部分を同じように改めるといふものでございます。

3枚目に、条例案の新旧対照表ということで、下線部が変更点でございます。変更につきまして、第3条3項の真ん中より上のあたり「第1号に該当する扶養親族については467円を」といふ部分を、改正案の「450円」に下げると。

2点目につきましては、4枚目でございますが、補償基礎額表、学校医及び学校歯科医、学校薬剤師の先生方の経験年数によって、補償基礎額が違っておりますけれども、それぞれ5年未満から25年以上まで表のとおり変更するといふものでございます。

以上でございます。

委員長 これは当事者にしてみれば、学校医、それから薬剤師、歯科医師にこういうことを言っても、全然わからないだろうと思えますね。よろしくお願ひしたいということで終わらさうと思えます。

保健体育課長 実際、市内では1件も例はないですね。県内でも、県庁に問い合わせたところ1件あったと。これは学校薬剤師さんが学校に行ったときに転んでけがをした、その1件だけということです。

關委員 これは言ってみれば労災保険のようなものですか。

保健体育課長 そうです。ただ、学校で健診をしているときに万一、先生方が負傷をされたりした場合に……

關委員 通勤途上は、入らない。

保健体育課長 学校へ行く場合も入ります。健診の行き帰りも含めた……

委員長 松戸市内では1件もないですか。

保健体育課長 はい、1件もございません。

委員長 ということで一応3号については特に議論はないと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第3号について採決をさせていただきます。

議案第3号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

議案第4号

委員長 次に、議案第4号「松戸市学童災害共済条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

よろしくをお願いします。

保健体育課長 議案第4号 松戸市学童災害共済条例の一部を改正する条例の制定について。

松戸市学童災害共済条例の一部を改正する条例を別紙のように定める提案をするよう市長に申し入れるものとする。

平成16年2月12日提出。

提案理由でございますが、独立行政法人日本スポーツ振興センター法等が施行されたことに伴いまして、従来ございました日本体育・学校健康センター法等が廃止されたことにより、条文において引用されている法律等の名称を変更するためでございます。

3枚目に、先ほどと同じように新旧対照表がありますが、第2条、第4条の下線部分を改正するものです。

委員長 名称の変更というふうに解釈してよろしいですか。

こういう機会にちょっと質問をさせていただきますが、この学童の災害補償、こういう時代ですから、集団災害とか危機管理に伴ういろいろなことが社会的に問題になっておりますが、ああいう場合に、すべてこれが適用されるというふうに解釈していいんでしょうか。

保健体育課長 この松戸市の学童災害共済条例につきましては、学校管理下外の児童・生徒の安全の充実を図るという目的でございます。ですから、子どもたちが学校から帰って、家で遊んでいる中で階段から転げ落ちたとか、近くの公園に行き行って転んでけがをしたとか、ブラ

ンゴでけがをしたとか、そういうようなときに、そのけがの状況に応じて、こちらの方から見舞金をお支払いする制度です。これはほとんどが7日から30日以内の日数で見舞金の額が決まっているわけですが、昨年度の状況では、合計570件ございましたけれども、すべて全治7日から30日以内で、1万円の支給となっております。

それから、先ほど申し上げましたように、独立行政法人日本スポーツ振興センター法でございますが、こちらは学校の管理下、通学の登下校を含んだものを対象としておりまして、学校でけがをしたり、通学途上でけがをした場合、お医者さんに通院したときに証明をいただいて、保険で7割、残りの3割プラス見舞金1割の、4割が日体健から支給される。学校へ行くときには日体健、それから家に帰ったら学童災害共済、さらには松戸市では市民交通傷害保険というものがございまして、交通事故に遇ったときには市民交通傷害保険ということで、この3つがほとんどの傷害のカバーをしているわけでございます。

委員長 例えば大阪の池田小学校の事件のような場合、どういうふうな適用があると思いますか。

保健体育課長 交通事故等と同じように、基本的に第三者加害ということでございますので、ちょっと法律的には詳しくないんですけども、加害者の負担ということになるのかなと思うんですが。

学務課長 そういう大きな事故になってきましても、原則は第三者へ、相手がいるときにはこれは適用されません。ただし子ども同士のけんかというのは相手がいなくても学校の中で起こることですので、これは適用されています。池田小のような場合には日体健で出しながら、それではおさまらない補償内容ですので、国家賠償法に基づいて請求されてまいります。池田小につきましては、文部省の方で補償して、そして和解ということに、半年ぐらい前だったかと、そういうふうに記憶しています。

關委員 それは国の管理だから……。

本部長 国賠法は私どもの市町村も同じような……。

關委員 そうですか。その共済金等の料金の支払いは市ですね、全部、それは父兄に負担はしていただいているんですか。

保健体育課長 掛金200円のうち市が100円、保護者の方にご負担をいただくのが100円ということでございます。

關委員 年間……

保健体育課長 はい。

委員長 そのほか何か疑問の点がありましたら、ご指摘をいただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

では、議案第4号につきましては、採決をさせていただきます。

原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第4号は原案どおり決定いたしました。

その他

委員長 本日の議案は、以上のごとくでございますが、その他に移ります。

企画管理室長 その他の中でご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

教育改革の関係でございますが、1月31日、土曜日をもちまして、とりあえず該当学校に対します第3回目の説明会を終了させていただきました。その中で、まず初めに、教育長の方から改めて教育改革についてご説明をさせていただきます、それから12月議会におきましてご報告、学校選択制のご報告もさせていただきます。また、私どもの考えております4月以降の計画案につきまして、ご説明をさせていただき、お願いをさせていただいたところでございます。

そのお願いの内容でございますけれども、私どもの方といたしましては、来年度から事務局の立ち上げをお願いしておったところですが、やはりそれぞれの学校におきまして、それぞれいろいろな思いがあるということ、皆様の方から説明会の中で出てきておりましたので、やはり大きな集団と、私ども委員会の事務局と話し合いをしますということ、どうしても総論的な説明になって、各論になかなか触れられないという部分もありまして、そんなようなことから、各保護者の方々あるいは地域の方々などからも説明責任が果たされていないんじゃないかというようなおしかりをちょうだいしたところだというふうに考えたところでございます。

そういったことを少しでも解消するために、できれば相手の皆様の思い、また私どもの思いが直接お互いに伝わるような、小規模的な集団というか、会をつくっていただき、またその会が学校を代表されるような、そういった組織の設立をお願いしております。

その中でまたいろいろなご質問、1回目、2回目と同様なご質問もございましたけれども、いろんなご質問を、やはり小さくした集団、代表制を担保されたような組織の中との話し合

いをさせていただきまして、そしてまたそれがあつてある程度まとまつた段階で、該当校の保護者の方々あるいは地域の方々に説明をするというふうな機会をこれからも持ちたいというふうなことを考えております。

現在、そういった点で、学校を含めましてですけれども、PTAのある学校につきましてはPTAの方々、あるいはいろいろな組織がそれぞれの学校でできておりますので、それぞれの組織の方々と現在調整すべく進めているところでございます。

また、これが何らかの形で該当学校の代表として担保されるような組織になった場合につきましては、3月の定例会の方で、その辺の詳細につきましてご報告をさせていただきたいなというふうなことを思っております。

いずれにしましても、現在、そういうことで、それぞれの団体と調整中だということをご報告させていただきたいと思つております。

以上でございます。

委員長 この問題につきましては、がっちり討論いたしたいと思つておりますが、我々のところにも各地域からの要望、それから資料なりをいただいております。その現状を見据えながら、これから行政の方でいろいろ今まで説明会を行つてきた結果、先月の教育委員会会議でもちょっと触れましたが、今ちょっと話に出ました各地域、各学校に協議会なり連絡会なりを組織しておきたいという話がありました。今の説明で小さな規模の集団という意味がちょっとわからないんですが、その辺もうちょっと詳しく……

本部長 基本的には各学校ごとに代表制をある程度担保した形の組織の代表の方との意見交換なり説明なり要望を聞くというふうな意味でのことではございまして、全体的な説明会という形ではないということではございます。

当然のことながら、ここにいらつしゃる方々は、保護者の方、または地域の方の場合は、その地域のご意見等を踏まえて、ご出席いただければというふうには考えております。

委員長 いかがでしょうか。今のお話、わかりますか。

關委員 ちょっとよろしいですか。昨年の10月15日のこの会議で、私初めて委員会に出席し発言しました。言つてみれば、私の場合は新米ですから、運転に例えれば若葉マークつきです。したがつて、ベテランの皆さんからすれば危うい運転であつたり、迷惑運転もあるかもしれませんが、そういう意味ではご迷惑をおかけします。しかし、新米なるがゆえに、いろいろな質問をさせていただける、知らないことばかりですから質問はさせていただけるだろうと、そんなつもりでございました。

10月15日の採決に当たっては、知らないことがいっぱいありましたし、勉強する時間も少なかった。そういう意味では、一番私は事情を知らないというふうにして勘弁していただいたと、それは率直に申し上げます。したがって、新米なるがゆえの特権で少し質問をさせていただきたい。去年からずっとご意見を伺っていて、私なりのやっぱりここがわからないという点を質問させていただきたい、よろしいでしょうか。

前回の委員会でも言ったつもりですが、あの3本の報告書やデータからなる改革案、私は基本的に全体として見れば、それでいいんだろうなというふうに思っています。1から23の改革案がある、それについては僕は全体としてはいいだろうという意味での採決に参加しました。

しかし、やはりずっと見てくると、改革案の1、2、3、ここが皆さんそれぞれ関心があるところで、その4については、大体合意を得られたと、そんなつもりでいます。12、3のうちの1、2も私はそれなりの市民の皆さんの合意は得られるんじゃないかと思っておりますが、問題は3の資源の有効利用、配置ということを考えておられる、その部分にやはり皆さん、関心がおありだろうと思うんですね。私もそういう意味で過去の議論とここでの議論を相当調べたつもりでいます。その旨の質問、つまり記録がどうなっているかを調べた限りで、どんな議論をしてきたのかということも調べてみましたが、どうもその経緯がわからないということはここでも発言しました。そんな思いがあって強行はしないでほしい、あるいは住民の皆さんの意見を聞いてほしいという発言をさせていただきました。その思いは今も変わりません。

その後、いろんな市民の方からもお手紙をちょうだいしたり資料を送っていただいて、あるいはここでも議論もして、あるいは内々で事務局の皆さんとも意見交換をしてきて、賛成する部分と、よくやっていると思われる部分と、やはりここはいまだにわからないと思われる部分とあります。恐らく僕の単純な思いは、市民の皆さんの思いでもあるかと思われまます。これは私の勝手な思いですが、質問がやっぱりこれはぬぐい切れないという点を、きょうお聞きしたいと思っています。

1つはというか、その焦点は改正案の3ですが、学校の統廃合ですね、これについて3つほどお尋ねします。

1つは、この統廃合は、いつ、どこで、どういう理由で出てきたのか、またその議論はどういうふうにして行ってきたのか。その記録はあるのか、記録は公表されているのか、その点です。私も入手した限りでというか、いただいた資料で一番大事だと思ったのは、松戸市

教育改革市民懇話会の最終報告書、これは大事だと思っています。それを見ましたが、統廃合については出ていない。その後に出た平成15年版の「松戸の教育」、これも見ましたが、これにも出ていない。公表されている教育に関する重要なペーパーは、その2つだと思ったんですが、それに出ていない。したがって、その統廃合、その言葉は使っていませんけれども、簡単には統廃合ですね、その統廃合はこれまで、いつ、どこで、どういう形で議論されてきたのか、その辺やっぱり明確にする必要があるんじゃないかと思って、若葉マークとして質問させていただきます。

2番目は、やっぱり住民の皆さんの一番の関心事は、統廃合そのものなんだろうというふうに思います。統廃合そのものもいい悪いということは、恐らく先ほど言った統廃合の議論がいつ、どういうふうに議論されたかということと関連します。合理性があるのであれば、それは市民の皆さんも納得する。したがって、問題点は、なぜ自分の学校がそれに当たるかと、当たったのかということだと思うんです。したがって、一般論としての統廃合そのものの議論と、結果としての当該校の選定の関係がどういうふうに関連づけられているか、それが皆さん一番知りたい点じゃないかと思っています。

つまり統廃合の基準は何ですか、これが2番目の質問です。統廃合した議論の中で、そういう基準についても議論されたんだろうと思います。その辺を僕の憶測ですが、住民の皆さんが2つ基準として、あるいは根拠として考えておられるんじゃないかと思っています。その1つは、これは住民の推察だと思うんですが、やっぱり財政上の理由なんじゃないかと。もう一つは小規模校じゃないかと。そうすると、それはそれなりに、僕は重要な背景であり理由であり根拠であると思うんです。そういう基準がまだほかにあるはずですが、将来見込みがない、あるいは学校としてやはりすべきことをしていない、いろんな理由があるんだと思いますが、その基準をちゃんと立てているのかいないのか、それに該当するから、おたくの学校がそうなったんですということなら、これは皆さん、納得すると思うんですが、その2つがどうも私にはわからない。

長く教育委員会の皆さんと話をし、あるいは教育委員会会議で話をしておれば、そういうことは私の情報に入ってきたのかもしれませんが、私の不勉強もあり、その辺が一番なぞです。

3番目が、説明会に出席された事務局の皆さん、担当者の皆さん、それぞれ恐らく大変苦勞されていると思います。教育長はじめ本部長、担当の部長さん、課長さん、皆さん、一生懸命説明されていると思います。その経緯については委員会会議でも、あるいは打ち合わせ

等でも伝わっており、大変努力しているなということはわかります。そのご苦勞は買います。評価したいと思います。

しかし、その苦勞が聞いている人、説明会に参加した人達にどのくらい伝わったか、それが我々にはわかりません。つまり聞いてくれた人にどのくらい理解してもらえるような説得力ある説明をされてこられたか、あるいはし得たのか、これは恐らく先ほど申し述べた1、2と関係すると思うんです。どういうこれまでの議論の経緯があったか、その積み重ねでこうなったんですよという説明はやはりされる必要がある。そこで出てきた基準はこうですよ、客観的な基準はこうですと、それからすると該当する学校はこういう形で選びましたと。したがって、それについて議論をしたい。何かこれにかわる名案があれば、いい解決策があれば、お知恵をかしていただきたいという議論をされるならば、もうちょっと違う何かがありそうな気がします。どうも我々のところに来るお手紙、資料等は、そういうものが伝わってきません。

したがって、説明に行かれた方は、答弁されていてどんな思いを抱かれたか。相当苦しい答弁をされていたんじゃないかというふうに僕は推測します。これは私の勝手な推測です。したがって、今後各学校を回って意見交換される場合は、腹を割って情報を開示して納得をしてもらおうという努力をしていただきたい。単に一般論だけでは、あるいは思いだけでは伝わらないと思います。なぜそうなのかという、あるいはどういう基準でこう考えてこられたかというようなことをぜひ明示して、それで松戸市47万ですか、の住民の皆さんが、これならば納得してくださるというような形の解決策にもっていただきたいと、そういうふうに思います。

委員長 ありがとうございます。

追加発言はございませんか。

今の關委員さんの質問につきまして、答えられる範囲でいかがでしょうか。

本部長 基本的に、今おっしゃられた3件については準備してお出しをしたいというふうに考えております。

1点確認をさせていただきたいんですけども、第1のところでは市民の方というご発言がございました。その場合の市民の方というのは、全体を通してのご発言のあれからすると、全体という意味合いで受け取らせていただいてもよろしゅうございませうか。

それから後段で住民という言い方をなさっていたと思いますけれども、それは当該校の保護者または当該校の地域の方々というふうに分けて考えてよろしゅうございませうか。

關委員 言葉の使い方というのは大事ですから、そういう意味で、市民をどういうふうに理解するか、あるいは住民をどういうふうに理解するか、これは私もかなり意識して使っているつもりではあります。

しかし、意識していながら、実は市民概念とは何ぞやという言葉と、地域、地域社会という言葉とは何ぞやというのは、我が国ではあいまいな言葉であるということも実は内心思っています。それを前提として、私も無責任ではあるかもしれませんが使っております。しかし、そこで意図しているのは、やはり中心がそれなりにこの現在問題となっているものに直接かかわりのある人たち、あるいはそういうものに関心のある人たち、そういう意味で使っていると思います。あるいは前提はそれは松戸市民だろうと思います。松戸の教育改革を基本的にこういう一つの問いかけに対して議論するわけですから、市民としてその問題にそれぞれが意見を言うということは、私はあっていいと思いますので、広く市民あるいは住民という場合も市民であっていいと思いますが、一番やっぱり大事なものは、その問題にかかわりのある人たち、関係する人たち、あるいは関心を持っている人たちという理解でよろしいと思います。

委員長 先ほど關委員さんの方から質問の中で、基準という言葉が出ましたけれども……。

教育長 じゃ、私の方からご説明させていただきたいと思います。

これは全体説明会でも申し上げているところですが、いつ、どこで、どういうふうにして出されてきたのかというお話でしょうけれども、これはもう確たる記録全部というわけにはいきません、そういう習慣がなかったと言っておかしいですが、公式の議事録というものはありますけれども、それはごくわずかでございます、一々ちょうちょうはっしの議論まではないというのが現実でございます。

10年このかた、やっぱり急激な児童人口の減少等によって適正規模、適正配置の問題が出てきておりました。議会での一般質問でも出てまいりまして、本会議の中でも、私はその当時に立っているわけではないんですけども、そういうお話がなされてきておりました。そして具体的なアクションとしては、平成11年から12年にかけてだろうというふうに思いますけれども、適正規模、適正配置の検討委員会を立ち上げようというような動きがあって、それで1年ぐらい検討をしてきた結果の報告書が平成12年の12月に、これは關先生の方からも前にもお話しいただきましたし、あるいは資料も行っているんじゃないかなというふうにも思いますが、とりあえず確認していただいているというお話で、そんな経過を踏まえて12年4月から松戸市の教育改革計画をやりますと、計画を立てますと、そういうふうな宣言を

議会等に申し入れておりました、そして今日に至りまして、これははしょらせていただきますけれども、教育改革そのもの本体ではないということを、再三にわたって委員会としては説明させていただきました。それは大分ご理解はいただいていると。教育改革を効果的に、その目標を達成するための環境整備も必要である。その一環としてこの統廃合問題の位置づけをしようということをお申し上げました。

關委員おっしゃるとおり、トータルとして最大の関心事は統廃合問題であり、確かに最近では改革プランについての中身についてのご質問やら、一定のご理解も出てきているところでありまして、その辺についてもう少し一緒に話し合いたいという声も多く聞かれていますところでございます、そして、いずれにしても関心事は統廃合だと。合理性があるならば納得するだろうと、こういうお話でございます、なかなかその合理性、正当性というのを証明するのが難しいのがこの統廃合問題でございます、もちろん基準について説明をしてきて、そしてご指摘のように、いわゆる小規模校化したという教育的な見地からの統廃合の必要性、適正規模の確保の必要性、それから財政上の理由というふうにおっしゃられましたけれども、その側面もございます。その2つの側面もあります。

ただし、我々は財政上の理由を収支決算が合わないから、それをお金にかえて、それで合わせるんだと、そういう即物的なダイレクトな発想ではございません。学校教育財産を社会教育の財産にするとか、あるいは他の行政目的を効果的に達成するために再配分をするとか、そういう視点を持たなければならない、そういうふうを考えています。資源の再配分あるいは有効活用、この視点がなければ、著しく環境が変更してきたときに柔軟に対応できない、諸の教育政策を立案し、実行するに際しても、過去のいろんな施策事業、既に目的を達成したもの、あるいは達成が危ぶまれるもの、いろいろあります。全部引きずったまま新しい教育課題、ニーズにこたえていくことは全く不可能であると、こういう考え方でやらせていただいております。

ですから、ごちゃごちゃになって恐縮ですけれども、給食問題とか、いろいろなところでの教育行財政の改善、改革にも取り組んでいきますし、これからの最優先課題である学校教育の充実・強化、そちらの方の優先順位にも目を向けてやっていかなければ、トータルとして教育改革は進まないという、そういう話です。

3つ目の、説明がどれほど浸透したか、説明責任が果たされたかということのご質問であろうかと思うんです。説明責任については、これはかなり難しい評価になるかと思っております。100%果たせたとはいえませんが、一定の説明責任は果たし

てきたし、プラン全体が大きいものですから、どの程度に浸透したかということについては評価しがたい面がありますけれども。

しかし、全体説明会での限界というのは、これはつくづく感じておりまして、瑣末な事例ですけれども、3回ともおいでになって説明を聞いている方、それから初めての方、中が抜けている方、そういう方々が、メンバーが変わっておられます。常にもう少しというところで、御破算で願いましてという話になっている場面もあります。ですから、それやこれやで一定量のご説明を申し上げ、資料をもって提供させていただいた段階で、全体での説明会は一たん終了し、代表制を持たれた組織をおつくりいただいて、そこで密度の濃い話し合いをしていきたい、そういう提案をさせていただいたところです。

關委員 どうもありがとうございました。

全く私は内容について、細かいところを知らないものですから、ぶしつけな質問をしたと思いますが、ありがとうございました。

ただ1点、今の説明で私にとって全く新しいことは、平成11年から12年にかけて適正規模適正配置委員会を立ち上げ、12年12月に報告書があり、それを私にも配布しているんじゃないかとおっしゃいましたが、それはきょう初耳で私は知りません。したがって、それがあって私、以前にそれを読んでおれば、それをもとにしてお話しできたと思いますが、きょう初めて伺って、そういうことを実は知りたいと思っていたわけですが、そんなことがあると思っていませんでしたので、それをくださいとすら言えなかったわけです。今初めて知りましたので、ぜひそれはちょうだいしたいと思います。それについては、何らかの形で公開ということはあるんですか。

教育長 当然、公の資料ですからされております。

關委員 そうですか。もし、そうだとすると、先ほど言ったこの市民懇話会、これは15年2月に出ているわけで、これと「松戸の教育」15年版、これには少なくともそれについて触れていてもよかったのかなと思ったんですが、それは触れていないんですね、統廃合についてはね。

教育長 そういう性格のものではないというふうに考えております。

關委員 そうですか、懇話会はそういう提言、ほかにそういう委員会があって、適正規模、適正配置についての意見がある、その報告書が出ている、それを受けて教育改革の懇話会としても、やっぱりここでも議論、僕はしてもいいような大きなテーマだと思うんですが、ここではそれは触れていないんですね。だから、違う委員会でそれぞれの報告書は出していま

すが、そのつながりが僕はちょっとわからなかったんですね。それがなおかつ今回の3本のこのペーパーになると、それらが恐らく違う委員会のが一緒になって出てきたという印象を持っていたものですから、僕の印象が間違っているかもしれませんが、発想としては全くゼロからスタートすると、私としてはそう受け取ったわけです。

本部長 市民懇話会の中でも資源の再配分については議論がなされていると思いますけれども……

關委員 言葉としてはあります。

教育長 教育改革をしましようというための懇話会ですので、行財政問題まで踏み込むのは、この委員会の性格上、守備範囲を超えているといえますか、負担が大き過ぎるということもありまして、具体的な問題はそこにはありませんが、抽象的に包括的に資源の再配分ということの問題提起だけでとどめてあると思います。

關委員 もしそうだとすると、この5ページですよ、報告書でしょう。

教育長 それはでも先生……我々がこうしなさい、ああしなさいということと言えることではない……

關委員 それはいいんですが、この報告書の中に今おっしゃったことと関連して言えば、今、山口本部長がおっしゃったので、この中にも資源の再配分に触れていますよと言っていますので、それで今見たんです。そうすると、その中で5ページで言っているのが「行政が早急に検討すべき課題としては少人数学級、少人数授業などの実現に向け総合的に検討すること、児童・生徒に生きる力をはぐくむために創意と工夫に満ちた特色ある学校づくりに係る予算、人事など、校長の裁量権の拡大について取り組むこと」等々4つあるだけで、その統廃合らしき表現は一つもないんですよ。これは僕の読みが……

教育長 確かに具体的な統廃合問題、適正規模、適正配置の問題は論議する性格の会ではないという、やっぱり教育改革の中身そのものをよくしていこうという改革案のための懇話会ですから、資源の再配分の問題とか統廃合の問題だとか、あるいは行財政運営の効率化ですとか、それを突っ込んで議論する場ではないし、各委員の方々もそこまでの役割を負っているとは認識していませんから、ですから、それは抽象的な包括的な表現で終わっているということで、あとは行政計画として我々教育委員会で立てさせていただいたということでございます。

それと、いわゆる少人数学級、少人数授業等々云々のところは、まさにこれは松戸市の教育改革のメインとして4つのプラン、「生涯にわたって学び続ける土台づくりを築く松戸の

教育」というスローガンのもとに、4つのプランとして実現性のところまでこぎつけております。

關委員 それはよくわかるんです。しかし、その委員会の懇話会の権限あるいは役割、それは確かにそうだと言うかもしれません。私、まだそこまで詳しくこの資料を読み込んでいません。しかし、今おっしゃったこととちょっと関連するんですが、この報告書の14ページによると、かなり具体的に踏み込んで表現しているものもあるんですよ。具体的にその1つは、市民の学校評価に関連して、学校選択を制度とする導入する考え方、つまり学校選択制の導入については積極的に踏み込んでいるんですね。踏み込みながら、「しかし、学校選択制の導入により地域が壊れるのではないかとの懸念も指摘されており、学校選択とコミュニティとのあり方についてさらに研究しなければならない」と、そういう意味で踏み込んでいるものがあるんですよ。

本部長 もう少し詳しく申し上げますと、適正規模、適正配置の議論が資源再配分、要するに資源の有効活用の議論が審議会でなされたときに、もう既に適正規模、適正配置の議論については、先ほど教育長が申しあげました基本的な考え方が出ているということについては報告をさせていただいております。

關委員 この懇話会で……

本部長 もちろんそうです。

關委員 でも、これ全く私的で申しわけありません、その資料、よければ……

教育長 懇話会報告書は、我々としても最大限尊重して計画を立てて進めていこうという基本的な姿勢で今日まで来たし、これからもそういたしますけれども、懇話会の性格上、100%懇話会の提言どおりにいくということにはなかなかありません。それは委員の皆様方にもそんなお話はさせていただいております。尊重はいたしますけれども、その時代時代の行政環境、教育環境によっても違いますし、議会を初め、いろんな関係団体間のそういうこともありますし、あくまでも十分尊重はするけれども、100%同じものにはならないということを理解していただきたい。

關委員 それは私もよくわかります。ただ、そういう私の単純な疑問点でした。どうもじっくりしないな、どうもそこに原因があるんじゃないかと、浅はかながら考えた次第です。ですから、通常の人でもなぜなんだろうという疑問は考えていると思っていることを、かなり似たような発想で疑問に思っている市民の人が多んじゃないかなと思ったわけです。ですから、その辺をきちっと説明されて、もう長い間、この十年來いろんな改革について議論し

てきましたと。ついては段階的にそういう適正規模、適正配置、委員会を設けてそこで報告書も出してもらっていますと。懇話会の報告書もある。それらを統合してでき上がったのがこういうこの3つの案で、それが去年の10月15日に採択されたと。

したがって、そういう経緯を経てやってきたので中身はこうですと。特に基準としてこんなことを設けました。それぞれの議論がある。しかし、それでもし問題があるとすれば、その一般論について議論をしていただくと。一般論として議論して納得していただいたのであれば、今度は個別的に納得していただくというようなひざ詰め談判をしていただく、これがやはり今度の協議会や連絡会の役割かなと、そういう意味では、僕は大いにそれを言っていきたいと思います。そういう趣旨です。

委員長 今回のこの松戸市教育改革、総論的には非常にいいもの、中身も充実しているものというふうに解釈しています。ただ、現実は今、どうして私の学校がなくなるのというのが現実なんですよ。だから、その辺の説明をがっちり詳しく納得できるように何回も回を重ねながら理解を得ていくという作業はもう3回行ったわけですね。ただ、それでもまだ最終段階に来ていないと思うんですね。ですから、これから先月もお話をしましたように、連絡会なり協議会なりの役割というのは非常に重要であるというふうに思います。その中で、きちんと理解を得るために、もう少し具体的な話を地域から聞き、学校から聞き、それから行政からも説明をしながら会を充実させていくということが重要かなというふうに思います。

いつの説明会でも最終段階に来て質問が飛び交う中で、強行しませんという、強行しないという基準はどの辺に置いてあるのかという質問がかなりあるようです。もう一度その辺のことを、おっしゃられるだけでいいんですが、室長わかりますか。

企画管理室長 關委員さんからのお話もありましたので、どういう経過でどういうふうなことを踏まえ、どういうふうな形で決めて、これからどうやろうかというお話は、1回、2回、3回とも私どもとしては伝えてあるつもりであります。それは皆様からすると、保護者の方々からしますと、いろんな形でとり方も違ったようなところもあるかと思いますが、我々としたしましては、今、關委員がおっしゃったような形で資料もつくりましたし、ご説明をさせていただいているわけですが、どうしても相手が大人数になりますと、先ほど教育長からも出ましたように、最初1回目出て、3回目は出ていないとか、あるいは2回目しか、3回目しか出てこないというような場合もあるわけで、そうなってきますと、それぞれの方々からのご質問に対して、私どもの方は答えているつもりでも、どうしても2回目だからいいだろうというふうな形になりまして、総論的なご説明になってしまう。そう

なってくると、お聞きになっている方からすると、ちょっとこれでは納得いかないじゃないかというふうな話になってきます。

そのようなことで、先ほど申し上げましたような学校か地域で該当するような、担保できるような、そういった組織、連絡会なりをつくっていただいて、そこで細かいお話をいろんな形で私どもにぶつけていただく。また私どもの思いも相手の方、保護者の方々等にもぶつけさせていただく。そしてその中から少しでも、この部分をこういうふうにすればいいけれども、この部分がこうならないんじゃないかだめだよというような具体的な議論をひざ詰めでやり合っ、そしてそれを皆さんの方に、大人数の方々、代表の方々だけじゃなくて、そういうところでぶっつけ、意見を聞き、また代表制を保った組織と打ち合わせをし、そしてまたいろんな議論をさせていただく中で進めたいというのが今私ども考えておるところでございます。

じゃ、いつの時点でそれができるのかというと、私どもの方といたしましては、4月以降できる限り早いうちに立ち上げたいという気持ちは今も変わりはありません。それは教育委員会で決定され、また議会の議決も経たというような意味合いの中で、今現状ではそういう形で今後の計画を、これは17年度、あるいは19年度へ向けて進めていかなければならない、我々の使命がございますので、それに向けて説明責任は負わせていただくような形をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

本部長 当該校に関しましては、議会でも私からお答えしておりますように、基本的には準備事務局をしっかり立ち上げられる環境をこれまで考えつくらせていただくと言うことが判断材料の1つになるだろうというふうに思います。

それから、先ほど副委員からのご質問の中で、私が再度確認をさせていただいた市内全体ということであれば、これはそれを代表している議会のご判断はどうなのかということが最優先だと。そのことと個別の問題がぴったりリンクすれば、それが一番いいわけでございますけれども、ご発言の中にもありまして、やはり、なぜうちなのかということになってきますと、それはまた客観的材料とは別の問題がそこには絡んでくると思いますので、やっぱりそれはそれなりの判断基準を持たなくちゃいけない、その1つが準備事務局であり、それから地域、町会、自治会の方々のご意見というようなことになってくるかと思えます。それらをどうしんしゃくして、強行に当たるか当たらないかという総合的な判断になってくるかと思えます。何を以て強行か、何を以て強行じゃないのかということの基準を今ここでこうじゃなければいけないとか、こうこうこういう環境を整えればやっちゃうよとかいうことで

はないだろうと。そのことをまた責任を10月15日に言われたのではないかというふうに思っておりますので、できる得る限りの、我々としてとり得る限りのことをとって、理解をいただける方をできるだけふやしていくということになろうかと思えます。

教育長 保護者の方もさまざまいらっしゃいますけれども、かなり温度差があります。なぜ統廃合なんだという基本的問題から、統廃合した後の校名、校歌は、私たちの意見を聞いていただけるんですかという物すごい幅がありまして、それをどうやって歩み寄っていくか、その作業が必要だと思えます。

關委員 ちょっとよろしいですか。今、本部長がおっしゃったので、もう少しコメントさせていただきます。さっき申したのは、統廃合が一番関心事である。統廃合一般論としてどういう基準で統廃合する基準として考えたか、それは一般論、まさに客観的な基準ですよ。それとそれを当てはめていったところは、こういう該当する当該校が出てきたと。その当該校と打ち合わせしたときに、一般的な基準はあるけれども、しかし個別事情が出てきた場合には、この一般的、客観的な基準とは違った形で判断材料になるということは大いにあると思えます。つまり、そういう意味で個別に見たら該当しますが、おたくの学校、いろいろ聞いたら、これはしかし存続に値する学校であるという評価が出れば、これは統廃合の対象にはならないと思えます。ですから、それは基準によって違っていくんですが、やはり出発点は、その基準をだれもが納得できる基準、それがまずやっぱりはっきりさせるべきだと思えます。

委員長 まだまだこの議論、終わったわけではございませんので、これからいろんな経過の中で逐次、また同じようなお話をさせていただきます。

ほかの委員さん方、何かご意見ございませんか。

瀧田委員 統廃合の該当校からは、本当に学校を大事に思っているというような資料もたくさん寄せられて、確かに読ませていただきました。当然それはあり得ることで、ただ、そういう統廃合の問題が起こらなかったときに、果たしてそこまで学校のことを地域で大切に思っていたかどうかというのは、私には定かではありませんが、今大変大切に学校のことを皆が思っているということは事実だと思えます。

その学校の関係者で当然あってほしいと思えますが、それはある程度一つの権利としてみんなで主張していくというのは当然のことなんです、それと同時に、やはり行政の方は、数の上でどうしても子どもの数が半分になってしまって、そして有効利用が今まで適正規模などで審議されたのは平成10年、11年だったと思えますが、そのころの学校の有効利用というのは、まだまだ非常に寂しいものがありまして、体育施設の利用を一般にオープンしてい

るだけで、あとは学校の中は余りほかの人が入れないような状態で、この5年の間に随分変わってきたと思います。学校を拝見しに行っても、すごく開かれた学校になって、いろんな人の力を学校の中で活用しているなというのを、この四、五年はいつもびっくりしてしまっていて、来年度は個々の学校をもう少し細かく拝見させていただこうかなと思っているところです。

やはり資源としては、もう少し綿密に使わないと、今この世の中でのんびりし過ぎているのではないかと、学習というのは、もう今や、子どもときの学習なんてほんのわずかで、結局子どもは六十幾つになったって、やっぱりずっと学校を卒業してからの勉強の方が、もっとも実のあるものになっているわけで、その場が学校とかその地域とかに足りないんですよね。それはあきらめちゃったら、もうみんな、何も勉強しないわ、もうだめだわというふうになっていって、ひいては子どもも無気力になっていくということなので、気力ある子どもを育てようと思ったら、まず大人が気力を持って生活していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに常々思っていたものですから、やっぱり学校という存在が大きくなります、そうかといって学校にいろんなものが入り込んで、むちゃくちゃにしちゃうというようなことは絶対あってはいけないと思います。

本来の教育の場であるというものはきちっと守っていかなきゃならないけれども、もう少し整理するものは整理して、それからその地域の中で主張するものは主張して、今合意がとれないのは、まだ10月に市のアクションプランが発表されたばかりですから、まだ4カ月もたたないで、合意がとれるはずがないわけで、これからですよね、問題は。やっぱり該当校関係者を中心とした、そういう準備会というんですか、いろんなことを話し合える会、そういうものはふたをしないで、早く、そしてできればその関係者だけじゃなくて、ある程度客観的に物が言える立場の方の協力もいただいて、社会的な要求を有効に進めていくということになっていくといいんじゃないかなと思いますが。

実は適正規模のときの私は委員でございましたので、そのときに、やはり学校の有効利用というのは、もう本当に切実な問題だったわけですね。統廃合が4校、小学校3校ですか、それがまだ私としては量的には少ないんじゃないかという意見も個人的には持っています。もっと有効にあれだけの施設ですから、みんながいろんなことに活用できるような学校に、大変身していただかないと、やっぱり困るかなと私自身は思っているんです。

委員長 いろいろなお話をお聞きいたしました。先ほども申し上げましたように、これからまだまだこの議論は継続的に行っていきたいというふうに思います。

それまでいろいろ材料なり、何か思いつかれたことがありましたら、逐次、お話をいただいて、次回の定例会や何かでご提案をしていただきたいというふうに思います。

關委員さん、よろしいですか、それで。

關委員 はい。

委員長 それでは、いろいろお話をさせていただきました。

次回の日程ですが、室長、何か考えがございませうか。

企画管理室長 3月の定例会でございますけれども、議会の日程等々もありまして、3月2日、火曜日、午後2時から、こちらの会議室の方でお願いいたします。よろしく申し上げます。

委員長 確認いたします。次回3月2日、火曜日、午後2時から本会議場で3月の定例会を開催いたします。よろしゅうございませうか。

閉 会

委員長 本日はありがとうございました。

これにて定例会を終了いたします。

閉会 午後 3時44分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員